

ご利用いただけるサービスについて

長期収入サポート保険にご加入になられたお客さまに、保険金のお支払い以外の面でもお役に立てるよう、健康・医療に関するご相談や日常生活における悩み事等に関するご相談のホットラインサービスを提供しています。

ご相談者様のプライバシーは守られます。匿名でのご相談も可能です。

なお、ご相談の際は、日立キャピタル損保の保険にご加入いただいている旨をお伝えください。

(本サービスは日立キャピタル損害保険が㈱セーフティネットに業務委託して行うものです。)

24時間電話・メール（無料）
面談カウンセリング（無料）

日常生活 なんでも相談ホットラインサービス
※面談カウンセリングはご予約制です。

日常生活におけるあらゆる悩み、困り事の電話による相談を行います。カウンセリングだけではなく、各分野における専門家からのアドバイスも受けることができます。心のケアはもちろん、心を痛めている原因である困り事の解決にお役にてください。

24時間電話（無料）

メディカルヘルプ・ホットラインサービス

- 看護師の資格を持つ専門スタッフが電話による身体の健康・医療に関する相談を行います。
- 気になる症状が出た際の医療機関や夜間・休日でも受診できる医療機関をご案内します。



保険金のお支払い事例

営業職 40代男性 A様

急性心筋梗塞発作を起こし緊急入院しました。手術後もしばらく入院し、退院後も治療・経過観察が続きました。仕事に復帰したのは発症から3年後となりました。



事務職 30代女性 B様

胸のしこりに気づき病院で検査をしたところ、良性の腫瘍と診断。5ヶ月後の再検査の際に乳がん発覚。自宅療養しつつホルモン療法、抗がん剤治療。約6ヶ月間保険金を受け取り、発症から2年で職場復帰できました。



東京都看護協会を退会する場合、取扱代理店または日立キャピタル損害保険までご連絡いただき、脱退のお手続きをお願いします。協会を退会されますと、この団体保険の加入資格を失いますので、資格喪失後に発生した就業障害に対する保険金はお支払いできません。

なお、退会日以降に引き落とされました保険料のお取扱いにつきましては、重要事項等説明書「注意喚起情報のご説明5. 中途脱退と返戻金」をご確認ください。

お問い合わせ先 ～ 保険の内容に関するお問い合わせ・ご相談は、下記へご連絡ください。 ～

【取扱代理店】 **東京インターナショナルリスクサービス株式会社** TEL:03-6453-7521 受付時間:9時～17時(土日祝日を除く)
〒108-0023 東京都港区芝浦3丁目7番17号エスパース田町アネックス303

【引受保険会社】 **日立キャピタル損害保険株式会社** ☎ **0120-777-970** 営業部門 担当:坂(さか)

〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル11階
TEL 03-5276-5602 F A X 03-5276-5609 ホームページアドレス <http://www.hitachi-ins.co.jp>
受付時間:平日9:00～17:00(土日祝日を除く)

◆保険会社への苦情・ご相談は、下記へご連絡ください。

日立キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室

☎ **0120-777-970**

受付時間:平日9:00～17:00(土日祝日を除く)

◆当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である**日本損害保険協会**と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 **0570-022808**[ナビダイヤル]

受付時間:平日9:15～17:00(土日祝日除く)

※詳しくは日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

公益社団法人 東京都看護協会オリジナル

長期収入サポート保険

(団体長期障害所得補償保険)

団体割引
5%適用

病気やケガで
働けなくなった場合、
一般的な生命保険では
カバーしきれない
所得の減少リスクに
備える保険です。



病気やケガで長期にわたって働けなくなったら、
その間の収入はどうしますか？



長期収入サポート保険は、従業員のみなさまが**長期療養により働けなくなった場合に、収入の一部を補償する制度です。**

『**最長満60歳まで**』と**長期の補償のため、安心して療養できます。**

団体割引が適用されており、割安な保険料でご加入いただけます。

加入依頼書提出締切日 : 2018年8月31日(金) 代理店着
(保険期間途中での申し込みも可能です。上記締切日を過ぎた場合は、1か月単位で保険責任開始日がずれこみます。)

	第1回お申込みスケジュール	第2回以降お申込みスケジュール
提出締切日	2018年8月31日(金) 必着	9月以降、毎月10日必着
提出先	東京インターナショナルリスクサービス(株) (同封の返信用封筒にてお送りください。)	
保険責任開始日	2018年10月1日(月)	提出締切日の翌月1日
保険料口座振替開始日	2018年10月29日(月)	提出締切日の翌月27日

Point
1

「いろんな保険に入っているから大丈夫」と思っていないですか？
各保険でカバーされる領域を確認してみましょう。

所得変化のリスク		収入の減少/ストップ				追加費用の発生						老後資金
原因	死亡		長期療養		入院		手術		通院			
	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ		
各種保険												
生命保険	○	○									△	
傷害保険		○				○		○		○		
医療保険・入院特約	△	△			○	○	○	○	△	△		
がん保険	△※				△※		△※		△※			
個人年金型保険	○	○									○	

★上表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。
商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は
異なりますのでご注意ください。

△：ご契約内容によっては補償されない場合もあります
※：がんのみ

長期収入サポート保険（団体長期障害所得補償保険）でカバーします

まとめ

- ▶生命保険は死亡時に備えるものです。
- ▶医療保険や入院特約の入院給付金は入院日数に応じて支払われますが、
支払われる期間には限度があり、入院費用に備えるための補償と言えます。
- ▶長期療養による無給状態をカバーするには、所得に対する専用の保険が必要です。

長期収入サポート保険」とは

●長期療養時の所得の減少をしっかりカバー！

病気やケガで支払対象外期間の90日を超えて就業障害が
続いた場合、
入院中に限らず医師の指示による自宅療養でも、
最長満60歳まで、所得の一部を補償します。

「長期収入サポート保険」により、
毎月5万円（1口）～50万円（10口）を
お給料のように受取ることができます。

（所得喪失率100%の場合）

障害年金など（障害認定された場合のみ）

保険金お支払い期間 最長満60歳まで

42歳 女性
1口(5万円)加入の場合…
月々の保険料は

1,440円

満60歳

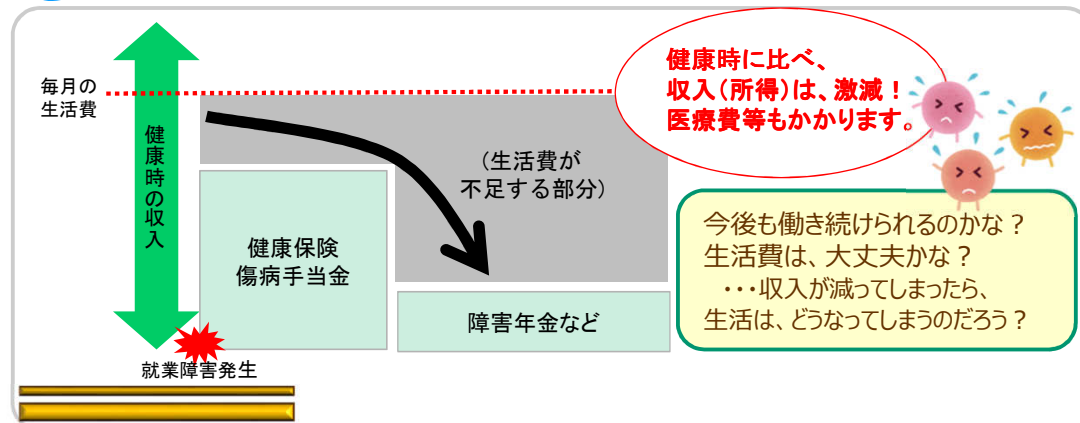
※上記の補償イメージ図はこの制度を分かりやすくするために簡略化したものです。

※保険金のお支払いの対象とならない疾病がございます。

詳しくは重要事項等説明書「契約概要のご説明 保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

Point
2

もしも、病気やケガで長期間働けなくなったらどうなるの？



（公社）東京都看護協会には、安心の「長期収入サポート保険」があります！

月払保険料表

（1口（保険金月額 5万円）あたり）

※1口から10口まで、お申込みできます。保険金月額は、年
収の1/12×60%の範囲内で設定してください。）

加入年齢	男性	女性
15～24歳	560円	420円
25～29歳	580円	590円
30～34歳	620円	750円
35～39歳	775円	1,070円
40～44歳	1,090円	1,440円
45～49歳	1,510円	1,905円
50～54歳	1,750円	2,050円
55～59歳	1,625円	1,700円

保険期間：2018年10月1日より1年間

支払対象外期間：90日

対象期間：最長満60歳まで

付帯特約：精神障害補償特約（最長24か月間）

妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）

天災危険補償特約

注）1.加入年齢は2018年10月1日現在の満年齢とします。

2.保険料は毎年更新時の年齢群ごとに更新されます。

3.保険責任開始日時時点の加入数により保険料が変更になる場合があります。

長期収入サポート保険の特長

1. 精神障害も補償

気分障害（躁病、うつ病など）、不安障害、統合失調症など一部の精神障害による就業障害（※）とは補償の対象となります。ただし、保険金のお支払いは最長で24か月間となります。詳しくは重要事項等説明書「注意喚起情報のご説明 3.保険金をお支払いできない主な場合（支払対象外事由）」をご参照ください。

2. 最長満60歳（注）までの長期補償

病気やケガで就業障害となり、支払対象外期間の90日を超えてその状態が継続した場合、最長満60歳（注）まで保険金をお支払します。
（注）就業障害発生時点に対象期間（支払対象外期間終了の翌日から満60歳までの期間）が3年に満たない場合は、最長3年間を対象期間とします。

3. いつでもどこでも24時間補償

病気やケガの発生は、国内外を問いません。また、お仕事中に限らず休暇中等であっても補償の対象となります。

4. 入院中だけでなく医師の指示による自宅療養中も補償

入院中に限らず医師の指示による自宅療養・リハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象となります。

5. 保険料は介護医療保険料控除の対象

保険料は介護医療保険料控除（介護医療保険料控除は生命保険料控除制度の一部です）の対象となります。他の介護医療保険料と合算して、年間最高4万円が所得金額から控除されます。

（※）就業障害とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている状態をいいます。詳しくは別紙「契約概要のご説明 保険金をお支払いする場合」をご参照ください